

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年1月24日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	福岡県
3. 市区町村名	久山町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	116-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.hisayama.rukuoka.jp/tyousei/gyousei/mynumber/mynumber_Announcement.html

執行機関名 久山町教育委員会

知事等(教育委員会)が行う保育所保育料の減免・免除に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	久山町立幼稚園条例(平成28年久山町条例第28号)及び久山町立幼稚園規則(平成10年久山町教育委員会規則第1号)による保育の実施、利用者負担額の算定及び減免に関する事務であって規則で定めるもの。
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		久山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年久山町条例第22号)別表第1の5項 久山町立幼稚園条例(平成28年久山町条例第28号)及び久山町立幼稚園規則(平成10年久山町教育委員会規則第1号)による保育の実施、利用者負担額の算定及び減免に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号)第1条	久山町立幼稚園規則 第14条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	第14条 利用者負担額については、条例第3条第1項第2号の範囲内で、別表に定める所得の状況及び支給認定保護者(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。)の属する世帯の状況による。
⑦独自利用事務の関連規範		久山町幼稚園条例(平成28年久山町条例28号) 久山町立幼稚園規則(平成10年久山町教育委員会規則第1号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号	久山町立幼稚園条例第3条
②事務の内容	子ども・子育て支援法第二十条第一項の子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務	久山町立幼稚園の利用に関し、利用者負担額の決定に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号リ	久山町幼稚園規則第14条別表
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号ロ	久山町幼稚園規則第14条別表
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号ハ	久山町幼稚園規則第14条別表
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号ト	久山町幼稚園規則第14条別表
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号ヌ	久山町幼稚園規則第14条別表
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号ル	久山町幼稚園規則第14条別表
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報